

田口精一君学位請求論文審査報告

論文の構成

田口精一君が提出した博士学位請求論文「基本権の理論」の構成は次の通りである。

- 1 トイツ基本法における人間の尊厳について
 - 一 人権と公共の福祉との対立
 - 二 人間の尊厳に関する宣言の成立
 - 三 人間の尊厳に関する宣言とその侵害
 - 四 人間の尊厳の生存の保障
 - 五 人間の尊厳に関する不可侵請求権
 - 六 尊厳の主体としての人間
- 2 トイツ基本法における死刑の廃止について
 - 一 死刑制度の存廃に関する論議
 - 二 死刑廃止に関する条項の成立
 - 三 死刑廃止条項の憲法における意義
 - 四 死刑制度の将来の課題
- 3 ドイツ基本法における人格の自由な発展の権利について
 - 9 (省略)
 - 10 (省略)
 - 11 生活環境における人権、基本権主張の競合と調整
- 4 (省略)
- 5 人格の自由な発展の基本権と他人の権利
 - 一 社会生活における各人の共存
 - 二 他人の権利による限界
 - 三 「他人の権利」の観念
 - 四 個人の法益とその他の法益の区別
- 6 (省略)
- 7 基本権の享有における平等原理
 - 一 社会秩序の安定を支える平等思想
 - 二 平等思想の変化
 - 三 法の内容における平等と法の適用における平等
 - 四 日本国憲法における「法の下での平等」
- 8 基本権の第三者効力と法秩序の維持
 - 一 万人に共通の基本権保障
 - 二 生活安全の保護と反射的利益
 - 三 第三者効力の法理
 - 四 社会生活における法秩序の維持

- 一 公害問題の発生
- 二 環境権発想の意図と根拠
- 三 一般自由権の保障と環境権
- 四 環境保護に関する私人相互間の人権、基本権保障
- 五 公権力の発動を請求する権利
- 六 社会環境のなかにおける人間の共存
- 12 社会生活における人権および基本権保障の実現
 - 一 各人と国の離合関係
 - 二 権利の保障と法秩序の定立
 - 三 権利と義務の関係
 - 四 社会生活における人権および基本権の実現とその調整
- 13 人権および基本権の社会生活における限界
 - 一 実定法秩序成立の基礎
 - 二 権利の調整と濫用の禁止
 - 三 人権および基本権享有の共通基準と公共の福祉
 - 四 社会生活における人間の共存と各人の行動の限界
- 14 (省略)
- 15 ドイツ基本法における権利保障の一般条項について
 - 一 裁判制度による広範な各人の自由および権利に対する保障
 - 二 憲法に定める基本原理としての概括主義
 - 三 自由および権利の保障に関する裁判手続の整備
 - 四 裁判による一般訴訟手続の保障
 - 五 各人に対する権利の保障

- 六 公権力による侵害に対抗する権利の保障
 - 七 通常裁判所による保障
 - 八 本条項の現在における変容
 - 16 ドイツ基本法に定める基本権喪失条項の意義について
 - 一 ドイツ基本法秩序の維持
 - 二 基本権喪失条項の成立
 - 三 基本権喪失条項の意義
 - 四 各人における恣意行動の抑制
 - 17 国際社会における人権思想の普及と人権の保障
 - 一 国際連合による人権宣言と保障
 - 二 人権に関する政治宣言から国際法規の定立へ
 - 三 国際機構による各人の自由および権利享有に関する保障と各国の協力
 - 四 国際法および国内法に通用する一般基法原理
- なお、本論文は、田口君が、一九五八年（昭和三十三年）から一九八四年（昭和五十九年）の間に順次公刊したものを、一本に編集し加筆・訂正したうえで一九九六年（平成八年）信山社より出版したものであるが、その中には、共著の教材の一部や判例評釈や翻訳も含まれているので、それらは省略し対象としなかった。

内容の要旨

1 ドイツ基本法における人間の尊厳について

人権と公共の福祉がそれぞれに絶対で無制限ならば、無政府状態に陥ってしまう。そこで、憲法存立の基礎とされる最高価値が個人の利益を通して具体化されるところに人権が成立し、さらに、この価値が人権の主体である一般大衆の共同の利益として実現されるところに公共の福祉が成立すると考えると、両者は調和する。そして、その最高価値こそが人間の尊厳である。

2 ドイツ基本法における死刑の廃止について

死刑の廃止はくり返し論争されてきた難問であるが、ドイツ基本法は死刑の絶対無条件の廃止を宣言した。しかし、重大な犯罪に対して、死刑に代るべき対抗措置が発見されこれと置き換えられるのでなければ、死刑の廃止は、一時的措置として実施されたとしても、社会一般の法感情がこれを是認することにはならない。

3 ドイツ基本法における人格の自由な発展の権利について

人格の自由な発展の権利にはふたつの意義がある。ひとつは、人間の尊厳を実現するための基本原理の宣言として

て、それは、全体主義と利己主義の否定を意味する。だから、そこからは、自由とその限界がともに導き出されて来る。ふたつ目は、個別の自由の保障をもってしては網羅することができなかつた無名の自由の部分についても基本権としての保障を確保することである。

5 人格の自由な発展の基本権と他人の権利

ドイツ基本法が、人格の自由な発展の権利について、その制限として、他人の権利に対する侵害の禁止と合憲秩序または連徳律に対する違反の禁止を定めているのは、自由に対する国家権力による干渉を許容している意味ではなく、それは、天賦人権思想にともなう誤解から生じる利己主義にともなう無秩序に対する警告である。と同時に、基本権に対する必要な限度を超える制約は、もはや、基本権に対する干渉である。

7 基本権享有における平等原理

古代にあつては、市民にとつては徹底した民主政治が行われ、かつ、宗教国家においては国家生活と宗教生活が一体化していたため、国家権力に対抗して平等を権利として主張する必要がなかつた。ところが、近代に至つては、統治者の権力に対抗して、キリスト教も自然法思想を起源として、法の前の平等という主張が出て来た。その初期にお

いては、絶対君主制からの人間の解放として、絶対無条件の平等が主張された。そして、現代に至って、現実の社会生活のなかに実在する不平等に起因する生存の脅威から、配分的正義の理念に基づく実質的平等が主張された。それは、さらに進んで、現存する不平等を是正するために必要な政策の定立・施行を求めている。

8 基本権の第三者効力と法秩序の維持

基本権の相手方は統治の主体だと考えられてきたが、民間生活関係においても相互の生活への干渉が通例になっているが、国は、国民の期待に反して、生活安全の保護に必要な措置をとらない。その結果、私人間に対して、憲法の人権保障条項を適用することが主張されることになった。その手法のひとつの間接効力説は、対立する当事者相互の立場を同等に評価してその調整をはかろうとする理論であるが、それが法律による仲介を強調するのは、立憲主義および法治主義から導かれる当然の要請である。

11 生活環境における人権、基本権主張の競合と調整

公害問題のような新たな生活利害の対立情況に直面した場合に、従来のような過失責任の原則による加害者個人による賠償負担だけでは、被害者の損害を完全に救済することとはとても不可能になった。その故に、公害発生の新たな

防止方法としてそれに必要な規制措置の実施が要請され、さらに住民相互の利害対立に関する調整手続と権利保護ならびに損害救済制度の創設が必要になってきた。このような背景から、環境権を新たに人権に加えようとする考えが出て来た。しかし、現行憲法の下で環境権の意味を考えるとすれば、それは、他からの妨害を排除できる具体的な生活範囲の支配権、さらに、生活環境の改善を求める給付請求権までも憲法から直接に導き出せるということではなく、むしろ、各人が、生活環境の保全と改善にその主体となつて積極的に参加することができる、地域住民の民主主義に基づく要求であろう。

12 社会生活における人権および基本権保障の実現

権利は各人に帰属し、各人がこれを享有しているが、その根拠となる法は、各人の各様な判断を超えた客観的な生活基準で、正しさを意味する。権利は利益に対する各人の意欲の満足であるが、決して、各人が意のままに行動する放縱を肯定することではない。権利の享有は、当然に、法存在を前提として初めて成立する。

13 人権および基本権の社会生活における限界

権利濫用の禁止が現行憲法において明文をもって規定されているということは、およそ各人の主観に基づく絶対無

条件の主張ということがすでに否認されて、権利には常に社会生活から導き出される限界がともなうものであることの実証である。他方、人権の保障は、各人から遊離した個人の集団の立場でとらえた利益のために制限されるのではなく、各人共通の基準としての公共の福祉の観点から調整されるのでなければならない。

15 ドイツ基本法における権利保障の一般条項について

ドイツにおいては、わが国とは異なり、通常裁判所のほかに、公法上の争訟に関する専門の裁判所として憲法裁判所および行政裁判所が設置されている。従って、ドイツの法理論がそのままわが国にも妥当するとは限らない。しかし、ドイツ基本法で採用されている裁判による人権救済の概括主義は、裁判権の拡張によって個人の保障をさらに確実な制度にしようと努力しているのであるから、日本国憲法とその根本原理において多分に共通する動向を認めることができる。

16 ドイツ基本法に定める基本権喪失条項の意義について
自由な民主主義を基礎とする基本秩序を維持するためには、民主主義に敵対する闘争の手段として政治に関する基本権を濫用する者に対して、もし、これらの基本権を喪失すべきことを定めていなかっただらば、それは正に民主主

義の憲法それ自体が自殺の危機に直面することになる。もつとも、基本権で「喪失」と表現していることは、実際には、権利の濫用に対する反作用として、権利行使の一部の態様を制限し、禁止、否定するに止めるものである。

17 国際社会における人権思想の普及と人権の保障

人権の尊重は、現在では、各国における実定憲法の範囲を超えて、およそ憲法一般に通用する普遍妥当や基本原理と見ることができ。戦後世界における人権保障の流れは、まず世界人権宣言によって人権の重要性を啓蒙し、その成果として人権が各国の憲法の中に入り、そしてさらに、国際人権規約の成立に至った。

論文の評価

以上に検討した田口精一君の研究に一貫している関心事は、「人権の本質」である。つまり、人権の中核に存在する個人の尊厳、その自由な発展、その享受に関する平等および相互調整、また、人権の限界とその濫用と公共の福祉とその喪失、さらに、人権の司法的救済と国際的保障……。このように、同君は、学問を志した二〇代から現在に至るまで一貫して人権総論の分野で研究を重ねてきた。そして、その手法は、ドイツと日本の学説と判例を丹念に調査・検

討しながら自説を組み立ていくものである。

そのような田口君の研究業績は、特に、公共の福祉論と第三者効力論（人権規定の私人間適用）について顕著である。

まず、明治憲法の下では真の意味での人権が保障されていなかったわが国に、敗戦によって与えられた現憲法とともに急に人権概念が持ち込まれ、それを土台にした極端な自由が主張される中で、自由を制約する根拠としての公共の福祉は、わが国の憲法学において否定され軽んじられる傾向にあった。同時に、他方で、公共の福祉というマジック・ワードを用いれば人権は容易に制約できるといふ安易な考え方も存在した。そのような状況の中で、人権の制約原理としての公共の福祉を人権の延長線上に正しく位置づけた田口君の研究は理論的にも沿革的にも正しいものであったことがすでに証明されている。また、今日では常識化している人権規定の私人間適用についても、この問題がわが国で議論され始めた早い時期から田口君はその学術論争に参加しており、同君の論稿がその後の学説の流れに影響を与えたことは疑いない。

以上により、審査員一同は、田口精一君が提出した本論文が博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を受けるに相応

しい内容のものであると判断し、ここにその旨を報告する。

平成一六年五月三十一日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士	小林 節
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士	森 征一
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士	大沢 秀介